

自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案要綱

第一 自衛隊法の一部改正

- 一 自衛隊の行動として、情報収集その他の警戒監視措置を明記
防衛大臣は、公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊に対し、必要な情報の収集その他の警戒監視の措置を講じさせることができること。

(自衛隊法新第 84 条の 4 の 2 関係)

二 一の警戒監視措置を行うに際しての自衛官の権限を明記

- 一の職務に従事する自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができること。ただし、刑法第 36 条又は第 37 条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならないこと。

(自衛隊法新第 94 条の 6 の 2 関係)

第二 海上保安庁法の一部改正

一 海上保安庁の任務の明確化

- 海上保安庁の任務である「海上の安全の確保に関する事務」の例示として、「領海の警備」を追加すること。

(海上保安庁法第 2 条第 1 項関係)

二 海上保安庁の所掌事務の追加

- 海上保安庁の所掌事務に「外国船舶の無害通航でない航行への対処その他領海の警備に関すること」を追加すること。

(海上保安庁法第 5 条新第 12 号の 2 関係)

第三 施行期日等

一 施行期日

- この法律は、公布の日から起算して 1 月を経過した日から施行すること。

(附則第 1 条関係)

二 検討等

- 1 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、我が国を取り巻く国際情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の自衛隊法及び海上保安庁法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、海上保安庁が領海の警備に関する任務を十全に果たすことができるようにするため、財源を確保しつつ、海上保安庁の人的又は物的な体制の拡充その他の所要の措置を講ずるものとする。

(附則第2条関係)

三 その他

その他所要の規定を整備すること。

自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案

(自衛隊法の一部改正)

第一条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の四の次に次の一条を加える。

(警戒監視の措置)

第八十四条の四の二 防衛大臣は、公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊に対し、必要な情報の収集その他の警戒監視の措置を講じさせることができる。

第九十四条の六の次に次の一条を加える。

(警戒監視の措置の際の権限)

第九十四条の六の二 第八十四条の四の二の規定による措置の職務に従事する自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えて

はならない。

(海上保安庁法の一部改正)

第二条 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「維持」の下に「領海の警備」を加える。

第五条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 外国船舶の無害通航（海洋法に関する国際連合条約第十九条に定めるところによる無害通航をいう。第二十条第二項第一号において同じ。）でない航行への対処その他領海の警備に関すること。

第二十条第二項第一号中「海洋法に関する国際連合条約第十九条に定めるところによる」を削り、同項第二号中「蓋然性」を「蓋然性」に改め、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に、「払拭」を「払拭」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(検討等)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、我が国を取り巻く国際情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の自衛隊法及び海上保安庁法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があるとき認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、海上保安庁が領海の警備に関する任務を十全に果たすことができるようにするため、財源を確保しつつ、海上保安庁の人的又は物的な体制の拡充その他の所要の措置を講ずるものとする。

理由

近年における我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、領海等における公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊による警戒監視の措置及びその際の権限について定めるとともに、海上保安庁の任務として領海の警備が含まれることを明記する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案 新旧対照表
 ○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（第一条関係）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

<p>（在外邦人等の輸送） 第八十四条の四 〔略〕</p>	<p>（在外邦人等の輸送） 第八十四条の四 〔略〕</p>
<p>（警戒監視の措置） 第八十四条の四の二 防衛大臣は、公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊に対し、必要な情報の収集その他の警戒監視の措置を講じさせることができる。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>（後方支援活動等） 第八十四条の五 〔略〕</p>	<p>（後方支援活動等） 第八十四条の五 〔略〕</p>
<p>（在外邦人等の輸送の際の権限） 第九十四条の六 〔略〕</p>	<p>（在外邦人等の輸送の際の権限） 第九十四条の六 〔略〕</p>
<p>（警戒監視の措置の際の権限） 第九十四条の六の二 第八十四条の四の二の規定による措置の職務に従事する自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得</p>	<p>〔新設〕</p>

ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(後方支援活動等の際の権限)

第九十四条の七 [略]

(後方支援活動等の際の権限)

第九十四条の七 [略]

改正案

現行

(傍線部分は改正部分)

〔任務〕

第二条 海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持、領海の警備、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

② 〔略〕

〔所掌事務〕

第五条 海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一十一 〔略〕

十二 海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること。

十二の二 外国船舶の無害通航(海洋法に関する国際連合条約第

十九条に定めるところによる無害通航をいう。第二十条第二項

第一号において同じ。)でない航行への対処その他領海の警備に

関すること。

〔任務〕

第二条 海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

② 〔略〕

〔所掌事務〕

第五条 海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一十一 〔略〕

十二 海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること。

〔新設〕

十三 沿岸水域における巡視警戒に関すること。

十四～三十一 [略]

[武器の使用]

第二十条 [略]

② [略]

一 当該船舶が、外国船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。）と
思料される船舶であつて、かつ、無害通航でない航行を我が
国の内水又は領海において現に行つてゐると認められること
（当該航行に正当な理由がある場合を除く。）

二 当該航行を放置すればこれが将来において繰り返し行われる
蓋然性があると認められること。

三 当該航行が我が国の領域内において死刑又は無期若しくは長
期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる凶悪な罪（以下「重大
凶悪犯罪」という。）を犯すのに必要な準備のため行われている
のではないかとの疑いを払拭することができないと認められる
こと。

四 [略]

十三 沿岸水域における巡視警戒に関すること。

十四～三十一 [略]

[武器の使用]

第二十条 [略]

② [略]

一 当該船舶が、外国船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航
する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。）
と思料される船舶であつて、かつ、海洋法に関する国際連合条
約第十九条に定めるところによる無害通航でない航行を我が国
の内水又は領海において現に行つてゐると認められること（当
該航行に正当な理由がある場合を除く。）

二 当該航行を放置すればこれが将来において繰り返し行われる
蓋然性があると認められること。

三 当該航行が我が国の領域内において死刑又は無期若しくは長
期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる凶悪な罪（以下「重大
凶悪犯罪」という。）を犯すのに必要な準備のため行われている
のではないかとの疑いを払拭することができないと認められ
ること。

四 [略]